平成２２年（フ）第４７３号
千葉県八街市八街は46番地107　サンライトクレストＡ棟101号室
債務者　安田　優美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４７５号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井１丁目１番182
債務者　和田　　滋
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４８０号
千葉県富里市七栄650番地254　サンモールＢ101
債務者　金井　　集
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３０４８号
愛知県春日井市林島町３丁目７番地３　ライフパーク203号
債務者　中村　廣志
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４５６号
愛知県東海市名和町前郷24番地の１　１棟303号
債務者　菊川ひとみ（旧姓作田）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５８９号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目１番地１　押草団地102棟407号
債務者　ＤＡ　ＳＩＬＶＡ　ＯＳＭＡＲ　ＰＥＲＥＩＲＡ
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６８３号
名古屋市西区秩父通２丁目46番地　明和ビル302号
債務者　中村真一こと　中村　眞一
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７８号
滋賀県長浜市高田町13番18号　アグリハウス102号、申立時の住所滋賀県長浜市祇園町349番地11
債務者　西村　英雄
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第２号
沖縄県浦添市仲西２丁目５番12号
債務者　砂川　清美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４２２号
北海道旭川市春光台４条８丁目３番地の２
債務者　橋川　則子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３７号
北海道旭川市２条通17丁目563番地の２　ユニゾン217―102号室
債務者　中山　喬敏
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４４号
北海道旭川市永山３条16丁目６番17号　向江マンション８号202
債務者　河地　由紀（旧姓河本）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４６号
北海道旭川市大町１条２丁目９番地
債務者　加藤　定美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４７号
北海道旭川市東２条３丁目３番１号　田中マンション
債務者　寺西　正利
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７５５号
静岡県浜松市東区西塚町306番地の５　磯ビル１Ｆ株式会社樋口物流サービス内、前住所静岡県浜松市東区下石田町1773番地の１　レオパレスグリーンウッド105号
債務者　加納　龍治
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係